

糸島市にぎわい回復チャレンジ事業補助金

Q & A

補助対象者について
Q 1 団体の構成員に市外の事業者が含まれますが、対象になりますか。
糸島市内で商工業を営む事業者が3者以上含まれる場合は対象です。しかし、本補助金の補助対象事業には、市外の事業者は参加することができません。
補助対象事業について
Q 2 消費喚起に資するキャンペーンやイベントとはどのような事業ですか。
参加事業者の売上増加につながるような事業です。コロナで落ち込んだ売上等を回復させるため、来店客数や客単価等の増加を誘引するような事業計画になっているかを審査します。詳細は商工観光課へご相談ください。
Q 3 本店所在地が市外にある法人や、市外に住所がある個人事業主の場合も参加事業者になることができます。
糸島市内に支店や店舗がある場合は参加事業者になることができます。
Q 4 既存のイベントも対象ですか。
にぎわいの回復を目的としているため、これまでに実施されたことがあるイベントなどについても補助対象です。
Q 5 オンラインマルシェなど、ネット上のイベントも対象ですか。
地域のにぎわいを回復する事業の支援であるため、店舗等に集客しないネット販売は対象外です。
補助率及び補助上限額について
Q 6 参加事業者数が変わる可能性があります。どうしたらよいですか。
補助上限額を決定する参加事業者数については、申請要領のチェックシートを参考に、交付申請時の数で申請してください。
なお、交付決定後に参加事業者名簿に変更が生じる場合は変更申請が必要です。参加事業者数の増減がない場合や、増減があっても補助上限額に影響がない場合でも、必ず申請してください。
Q 7 糸島市内に複数の店舗を有しています。参加事業者数の数え方は店舗毎ですか。
参加事業者数の数え方は、事業者単位です。ひとつの事業者が2以上の店舗を市内に有し、そのどれもがキャンペーンの対象店舗であったとしても、参加事業者数には1つとカウントされます。

補助対象の経費について
Q8 補助対象事業に直接要する経費とはどんなものがありますか。 消費喚起に直接的に要するものに限ります。 以下のような経費は対象外です。 ・高額な報償費（有名人や著名人等を招聘するための費用など） ・高額な物品のレンタル料 ・備品の購入費用 ・資産として残る物（固定式の看板やオブジェ等）の制作費など ・各参加事業者が作成する個別の販促チラシの印刷費（本キャンペーンの対象店舗である旨を記載していたとしても対象外） ※上記はあくまで例です。事前に商工観光課へご相談ください。
Q10 経費の支払いにクレジットカードを使用できますか。 クレジットカードやスマートフォン決済等を利用した場合には、決済時のレシート（明細）と領収書を添付していただく必要があります。 なお、決裁により付与されたカードポイントやショップポイント等は対象経費から控除します。また支払いにポイントを充当した場合も、その分を控除します。 領収書には、日付（令和4年3月31日まで）、宛名（グループ名又は代表者名に限る）、受取人の住所・氏名・押印が必要です。
事業期間について
Q11 領収書の日付が令和4年4月以降です。対象になりますか。 対象になりません。令和4年3月31日まで支出した経費の領収書等の写しを添付し、令和4年3月31日までに実績報告書を提出してください。
提出書類について
Q12 事業計画書の書き方が分かりません。 記入例を参考に記載してください。ご不明な点等は商工観光課へお尋ねください。
Q13 広報・PR計画について、会員向けのDM発送は認められますか。 広報・PR計画としては認められますが、広く平等に周知していただく必要がありますので、店舗のメンバーや会員のみを送るDMにかかる経費は補助対象経費には認められません。また、会員になることでもらえる特典や割引等にかかる経費も認められません。
Q14 見積書が提出できない経費はどうしたらよいですか。 見積書の提出が困難な経費については、積算の根拠を明らかにし、収支計画書に記載してください。（スペースが足りない場合は、資料を添付してください。） なお、事業報告書の提出時には、全ての補助対象経費について領収書の添付が必要ですのでご注意ください。

Q15 事業報告書の書き方が分かりません。
記入例(※現在準備中)を参考に記載してください。ご不明な点等は商工観光課へお尋ねください。
Q16 事業報告書に添付する実施状況写真やチラシ等について提出の際の注意点はありますか。
参加事業者全員が実際にキャンペーン等に参加しているかどうかを確認するための資料です。各店舗がキャンペーン等を実施していることがわかるような写真を貼付してください。またチラシ等については、原本を提出してください。
Q17 事業報告書に添付する資料(事業実施の効果がわかる資料)とはどのようなものですか。
事業報告書には、次の①及び②を店舗毎にまとめた資料を添付してください。 ①来店客のうちキャンペーン等を利用した客の数とその売上を集計し、全体の売上と比較した資料。②景品等を配付した場合は、その配布状況と景品代を集計した資料。
その他
Q18 事業の一部を委託する事業者は参加事業者となりますか。
参加事業者にはなり得ません。例えば、補助事業実施にあたり、事業者Aに業務を委託し、事業者Bから物品をリースする場合、AとBは参加事業者になることはできません。
Q19 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、事業を中止した場合、補助金は交付されますか？
事業を中止した場合は、補助金は交付できません。 ただし、糸島市にぎわい回復チャレンジ事業補助金交付要綱第15条に記載のとおり、市からの要請または天変地異等の申請者の責めによらない不測の事態により中止となった場合には、既に支払った経費等については審査の上、一部を補助します。